

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（総合事業通所介護）契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 幸和会
主たる事務所の所在地	埼玉県幸手市平須賀2-224
代表者（職名・氏名）	理事長 堀中 靖
設 立 年 月 日	昭和56年 12月 1日
電 話 番 号	0480-47-3500

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ひらすかの郷通所介護センター	
サービスの種類	第1号通所介護事業（総合事業通所介護）	
事業所の所在地	埼玉県幸手市平須賀2-224	
電 話 番 号	0480-47-3500	
指定年月日・事業所番号	平成19年 4月 1日指定	1176100483
利用定員	定員20名（通所介護も含む）	
通常の事業の実施地域	幸手市・杉戸町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号通所事業（総合事業通所介護）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（総合事業通所介護）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後18時まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後16時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤・1人
看護職員	常勤・1人 非常勤・1人
介護職員	常勤・3人 非常勤・1人
機能訓練指導員（看護職員兼務）	常勤・1人

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	石島 和実
--------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業（通所介護相当サービス）の利用料・・・基本部分、加算・減算の合計の額となります。

【基本部分】

区 分	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	事業対象者・要支援2 (週2回程度)
通所型サービス費	1 7 9 8 単位	3 6 2 1 単位
サービス提供体制加算 I	8 8 単位	1 7 6 単位
小 計 ①	1 8 8 6 単位	3 7 9 7 単位
介護職員処遇改善加算 I (①×9.2%)	1 7 4 単位	3 4 9 単位
合 計 (①+②) = ③	2 0 6 0 単位	4 1 4 6 単位

上記の基本利用料は、幸手市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件 (概要)	サービス単価		加算額			
				基本 利用料	利用者負担		
					1割	2割	3割
サービス提供体制 強化加算 (I)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者 要支援1	8 8 単位	903円	91円	182円	273円
		事業対象者 要支援2	1 7 6 単位	1,807円	181円	362円	543円
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合		上記基本部分と各種加算の合計×9.2%				

※科学的介護推進体制加算 約40円/月(1回)

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 特に記載のない項目については、1月につき加算される金額です。

(2) その他の費用

食 費	食事の提供をする場合、1食につき700円の食費をいただきます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。
文 書 発 送 料	利用者の求めに応じて文書を発送する場合、一通当たり150円。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	支払い要件等
利用予定日の前日の午後18時まで	不要
利用予定日の当日8時までにご連絡いただいた場合	利用料の50%
利用予定日当日の8時までにご連絡がなかった場合	利用料の100%

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、2日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。
振込み	サービスを利用した月の翌日の末日(協業日の場合は直前の営業日)までに、指定口座にお支払いください。
引き落とし	令和6年8月より契約口座よりお支払い 毎月25日が引き落とし日。(残金の確認をお願い致します。)

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先① (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	
緊急連絡先② (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）幸手市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

電話番号	0480-47-3500	F A X	0480-48-3600
場所	当事業所の相談室		
苦情受付責任者	ひらすかの郷 施設長		石島和実
苦情受付担当者	ひらすかの郷通所介護センター相談員		田中大介

苦情解決委員

幸和会評議委員	久保俊子
幸和会評議委員	岩上洋一

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	幸手市介護福祉課	電話 0480-42-8438
	埼玉県国民健康保険団体連合会	電話 048-824-2568

12. 第三者機関の評価実施について

当施設は第三者機関の評価実施は行っていません。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

14. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 <住所> 埼玉県幸手市平須賀 2-224
<事業者> 社会福祉法人 幸和会
ひらすかの郷通所介護センター
<代表者職・氏名> 理事長 堀中 靖 印
<説明者職・氏名> 生活相談員 田中大介

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 <住所>
<氏名> 印

署名代行者（又は法定代理人）
<住所>
<氏名> 印
本人との続柄